

参加までの流れ

令和3年12月 → 1月 → 認定後 → 令和4年10月～12月 →



審査の上、参加の可否を決定します。結果は令和4年3月に申込み団体・個人へ通知予定です。

申込方法

WEBから 芸術祭ホームページ(<https://fcaf.jp/>)の専用フォームからお申込みください。

紙媒体から 申込書にご記入のうえ必要書類を添付し、郵送、メールにてお申込みください。
申込書は情報プラザ(福岡市役所1階)、当財団で配布します。

注意事項

- 公演・行事の実施経費は、各団体・個人の負担になります。
- 参加認定後に行事の内容が変更され、募集案内の要件を満たさないと判断される場合、参加を取り消すことがあります。
- 参加が認定された場合、ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の全てに、必ず「令和4年度福岡市民芸術祭参加」やロゴを表示してください。使用できる後援名義を確認のうえ、チラシ等の印刷物すべてに必ず表示してください。
- 同一とみなされる団体・個人が複数行事を申請した場合の会場使用料は1行事のみ減額となります(対象となる場合のみ)。対象となるのは、開催日の当日(練習は対象外)、1事業に対してリハーサル1回(1日のみ)及び仕込みに要する日(1日のみ)となります。ただし、ワークショップ等のリハーサル及び仕込みは対象外とします。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、会場となる施設のガイドラインを遵守し行ってください。なお、各分野(演芸、音楽、展示等)の関係団体でもガイドラインが策定されています。詳しくは、内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」特設ページ(<https://corona.go.jp/>)をご覧ください。
- 申込時にご提出いただいた申込書、資料は返却いたしません。

その他

申込書等に記入していただく個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法そのほか関連法令を遵守するとともに、運用については実行委員会が適正に管理します。事業に関する資料送付、連絡、そのほか本事業の業務以外での使用はいたしません。

【お申込み・お問い合わせ先】

福岡市民芸術祭実行委員会事務局

〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階

(公財)福岡市文化芸術振興財団内

TEL : 092-263-6265 FAX : 092-263-6259

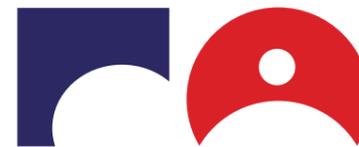
Email : geijutsusai@ffac.or.jp

ホームページ : <https://fcaf.jp/>



福岡市民 芸術祭

令和4年度



FUKUOKA CITIZEN'S
ARTS FESTIVAL

福岡市民 第59回 芸術祭

参加行事を募集します

<第一次 参加募集要項>

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、事業内容を変更する可能性があります。変更がある場合は芸術祭ホームページ (<http://fcaf.jp/>) において周知します。

募集期間

令和3年12月1日(水) ~ 令和4年1月28日(金)

対象行事

福岡市を拠点に文化芸術活動を行っている団体・個人が実施する活動で、令和4年10月1日(土)~12月31日(土)の期間中、福岡市内の会場またはオンラインで広く公開される文化芸術行事
※新型コロナウイルス感染症対策を講じていることが必須となります。

対象者

福岡市内に活動拠点を置き、福岡市民芸術祭の目的を理解し、文化芸術活動に取り組む団体または個人

※ 施設使用料滞納等の法令・条例等の違反行為がある団体・個人は参加対象外となります。

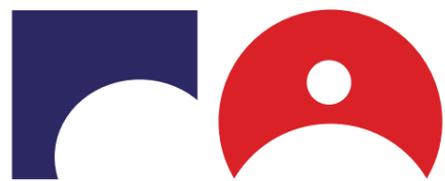
※ 次に該当する行事は参加対象外となります。

◆営利を目的とした行事 ◆法令・条例等に違反するまたは違反するおそれのある内容を含む行事(例:公序良俗違反、未成年の出演者が喫煙・飲酒をする等) ◆政治的または宗教的な宣伝意図を含む行事 ◆特定の会員・関係者・地域を対象とする(または優先的に取り扱う)行事 ◆開催会場等において商品の購入、団体への加入、募金や署名等が強要される行事 ◆教室(カルチャースクール含む)、サークル等が定期的に関わっているレッスン等 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じていない行事

ジャンル

- ①音楽
- ②美術
- ③演劇
- ④舞踊
- ⑤伝統芸能
- ⑥文芸
- ⑦メディア芸術 (漫画・アニメーションなど含む)
- ⑧生活文化 (書道・茶道・華道・囲碁将棋など)
- ⑨その他 (上記①~⑧の枠組にとられない幅広い文化芸術活動)

主催：福岡市民芸術祭実行委員会／福岡市／(公財)福岡市文化芸術振興財団



福岡市民芸術祭

FUKUOKA CITIZEN'S ARTS FESTIVAL

福岡市民芸術祭は、福岡市民の文化芸術活動の発表の場、身近にふれ合う場として、10月から12月に開催される「芸術のお祭り」です。福岡市で文化芸術活動をしている団体・個人のみならず、あなたも市民芸術祭に参加して、福岡の街を文化芸術の力で盛り上げましょう！

参加する事でしか得られない

参加のメリット

あれこれ一挙公開！

メリット

1 公式リーフレットやホームページ、SNSに掲載されます！

CHECK!!

ホームページでは、ご自身で最新の情報や写真など詳細を随時更新できます

CHECK!!

リーフレットは市内及び周辺の主要施設等で配布します



▲過去のリーフレット

CHECK!!

SNSでは行事の実施に合わせ、行事情報の掲載を行います



▲Instagramページ



▲Facebookページ

公式の広報を見ての来場や問い合わせを頂き、輪の広がりを感じた。
(参加者の声)

2 福岡市・(公財)福岡市文化芸術振興財団が後援します！(※1)

CHECK!!

市の公共施設や学校にチラシを送ってPRすることができます

CHECK!!

後援名義は個別に申請する必要はありません

(※1)



▲情報プラザ 福岡市民芸術祭特設コーナー

公共施設、公民館、小中学校などのチラシ配布ができ大変助かっています。
(参加者の声)

3 市立施設の会場使用料が減額されます！(※2)

CHECK!!

●主な市の施設

- ・各区市民センター(なみきホール含む)
- ・健康づくりサポートセンターあいれふ
- ・男女共同参画推進センターアミカス
- ・赤煉瓦文化館
- ・地域交流センター
- ・音楽演劇練習場 ほか

コロナ禍で集客が100%に
ならず、会場使用料の減額は
とても助かった。
(参加者の声)

※その他メリット
東区内で開催される行事については、「東区芸術文化祭(主催：東区役所)」に登録できます！(※3)

CHECK!!

東区役所の各種広報媒体でも、行事情報が掲載されます。



▲過去のポスター

※1 福岡市教育委員会の後援名義は、別個に申請する必要があります。

※2 一部を除きます。また、施設によって規程が異なりますので、詳しくは各施設に直接お問い合わせのうえ手続きを行ってください(付属設備使用料は除きます)。

※3 申込情報を東区企画振興課へ提供します。「東区芸術文化祭」の詳細については、東区企画振興課(TEL:092-645-1037)までお問い合わせください。また、「東区芸術文化祭」への登録を希望されない場合は、福岡市民芸術祭実行委員会事務局(TEL:092-263-6265)までご連絡ください。